



山形県公報

平成23年3月18日(金)
第2228号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県公舎管理規則の一部を改正する規則……………(管財課) ……227

告 示

- 家畜の検査の実施……………(畜産課) ……228
- 同……………(同) ……229
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……230
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……231
- 事業の認定……………(用地課) ……同
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………(都市計画課) ……232
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……233

企業局関係

規 程

○山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程……………(企業局) ……同

規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(災害等による使用の特例)

第20条 知事は、災害その他特別の事情がある場合には、別に定めるところにより、職員及び特に必要と認める者に公舎を使用させることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあっては、山形市、酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）、村山市、長井市、西村山郡河北町、同郡朝日町、最上郡金山町、同郡舟形町、同郡真室川町、東置賜郡高島町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあっては、生後6か月未満の牛を除く。

| 区 分 | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲 |
|--|---|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 |
| 牛のヨーネ病の検査 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移動したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |
| 馬の馬伝染性貧血の検査 | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2 競技用馬及び乗用馬 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査 | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏 |
| みつばちの腐蛆病の検査 | 県外へ移出する採みつ用のみつばち |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛 |

4 実施の期日及び場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第183号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名 | 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------------|---------|-------------------|
| 地 域 水 田 農 業 支 援 緊 急 整 備 事 業 | 大 山 地 区 | 平 成 23 年 2 月 18 日 |

山形県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

- 2 路線名 羽黒立川線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------|---|------|----------|--------|
| 鶴岡市添川字新地339番1から | | 旧 | 11.1メートル | 76メートル |
| 同 338番1まで | | | 8.5 | |
| 同 | 上 | 新 | 12.3メートル | 同上 |
| | | | 8.5 | |

山形県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 酒田松山線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|----------------|---|------|----------|-----------|
| 酒田市砂越字粕町49番1から | | 旧 | 84.8メートル | 1,703メートル |
| 同 飛鳥字大林799番まで | | | 19.6 | |
| 酒田市砂越字粕町49番1から | | 新 | 57.4メートル | 1,946メートル |
| 同 飛鳥字大林148番1まで | | | 18.0 | |

山形県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 東沼長沼余目線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 東田川郡三川町大字東沼字沖263番から | | 旧 | 76.0メートル | 668メートル |
| 同 字村岸423番4まで | | | 21.6 | |
| 東田川郡三川町大字東沼字村岸405番2から | | 新 | 28.6メートル | 390メートル |
| 同 423番4まで | | | 24.0 | |

山形県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 羽黒立川線
2 供用開始の区間 鶴岡市添川字新地339番1から
同 338番1まで

- 3 供用開始の期日 平成23年3月18日

山形県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線
2 供用開始の区間 酒田市砂越字粕町49番1から
同 飛鳥字大林148番1まで
3 供用開始の期日 平成23年3月26日

山形県告示第189号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
真室川町
2 事業の種類
安楽城地区町立小学校統合に係る統合小学校（現真室川町立安楽城小学校）グラウンド整備事業
3 起業地
(1) 収用の部分 最上郡真室川町大字大沢字野崎地内
(2) 使用の部分 なし
4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

安楽城地区町立小学校統合に係る統合小学校（現真室川町立安楽城小学校）グラウンド整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である真室川町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 真室川町安楽城地区には3つの町立小学校があるが、児童数の減少により全ての小学校で複式学級化している状況にある。近年の複式学級では、更に児童の少人数化が進んでおり、大きな集団での社会経験の場が不足がちになり、適度な競争意識を持たせることが出来にくく、学年別の指導の際は教師が直接指導している間、一方の学年は自学自習を行わなければならないなどの課題を抱えている。

子どもたちは多くの友達との関わりの中から豊かな人間性やコミュニケーション能力を高め、お互いに切磋琢磨し、様々な価値観に触れながら学力や社会性を育てていくことが必要であることから、真室川町では、複式学級を解消し、ある程度の児童数や学級数を確保しながら、学校本来の教育力が十分発揮できるように安楽城地区の3つの小学校の統合を実施する。その際、児童の健全な育成を図るためには、学校教育の充実と教育環境の整備が必要であり、「知・徳・体」のバランスのとれた児童育成のため、体育・スポーツの充実は不可欠であることから、小学校設置基準を下回る面積で狭く、様々な競技の出来にくい状況にあるグラウンドを整備するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されておらず、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあること、また、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、今回統合する3つの小学校のうち最大規模で増築することなく単式の学級を確保でき、児童等の事故等の際に対応出来る医療機関が近くにある安楽城地区の中核校である現在の安楽城小学校の施設を利用することとし、

(イ) 学習指導要領に示された種目、球技を十分に実施するために必要な約8,900㎡を確保できること。

(ロ) 授業で使用するため、児童がグラウンドに移動しやすいこと。

(ハ) 児童の安全確保のため、職員室等校舎から児童の安全確保が容易に出来ること。

(ニ) 用地取得及び整備に要する経費が安価なこと。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、学校施設に隣接することから、児童がグラウンドに移動しやすいこと、校舎内や駐車場等からグラウンドの児童の様子も把握しやすく、児童の安全も確認しやすいこと、又、事業経費も最も安価であることから全ての条件に適合し最も優れていることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 真室川町安楽城地区には3つの町立小学校があるが、児童数の減少により全ての小学校で複式学級化している状況にある。近年の複式学級では、更に児童の少人数化が進んでおり、大きな集団での社会経験の場が不足がちになり、適度な競争意識を持たせることが出来にくく、学年別の指導の際は教師が直接指導している間、一方の学年は自学自習を行わなければならないなどの課題を抱えている。そのため、安楽城地区の3つの小学校の統合を実施し、複式学級を解消し、ある程度の児童数や学級数を確保しながら、学校本来の教育力が十分発揮できるようにすることが求められており、真室川町では、平成24年4月1日に統合することとしている。

その際、児童の健全な育成を図るためには、学校教育の充実と教育環境の整備が必要であり、「知・徳・体」のバランスのとれた児童育成のため、体育・スポーツの充実は不可欠であるが、現在のグラウンドは、小学校設置基準を下回る面積で狭く、様々な競技の出来にくい状況にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

真室川町教育委員会教育課

山形県告示第190号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大石田町から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地区画整理事業の名称

大石田都市計画事業大石田駅前土地区画整理事業

2 換地処分の内容

平成22年12月27日付け指令都計第5号で認可した換地計画のとおり。

3 換地処分の年月日

平成22年12月27日

山形県告示第191号

次の開発行為は、完了した。

平成23年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成23年2月9日 指令村総建第5040号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
上山市東町1170番3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上山市東町2番1号
稲毛陽一、稲毛りつ子

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月18日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。

第33条第1項第1号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 簿冊等の廃棄の記録

第39条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定により文書（第33条第1項第5号に規定するものを除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

別記様式第3号中

| 記号番号 | 第 号 | 分類番号 | . . . | | 保存年限 | 年 |
|------|-------|--------------------------|-----------------|---------------|-------|---|
| 収 受 | 年 月 日 | 起案者 所属名 職 名 氏 名 | 課 ④ (電話) | | 公印管理者 | |
| 起 案 | 年 月 日 | | | | | |
| 決 裁 | 年 月 日 | 文書取扱主任者 | 業務総括者 | 業務管理者 | を | |
| 施 行 | 年 月 日 | 施行上の取扱い | 例規 外部公表 | 公報登載 電子メール | | |

を

| | | | | | | |
|---------|-------|-------------|---------------------------------|---------------------|-------|---|
| 記号番号 | 第 号 | 分類記号 | ・ | | 保存年限 | 年 |
| 収 受 | 年 月 日 | 簿 冊 名 | | | | |
| 起 案 | 年 月 日 | 起 案 者 | 所 属 名 職 名 氏 名 | 課 ④ (電話) | | |
| 決 裁 | 年 月 日 | | | | | |
| 施 行 | 年 月 日 | 文書取扱主任者 | 業務総括者 | 業務管理者 | 公印管理者 | |
| 施行上の取扱い | 例規 | 公報登載 | 外部公表 | 電子メール | | |

に

改める。

別記様式第9号を削る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。